



山本 和彦 (やまもと・かずひこ)

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)会長

消費者の安全安心と消費者主権の実現に向けて

2015年は、消費者の安全安心及び消費者主権の確立という観点から、新たな展開を感じさせる1年であった。特に、消費者法をめぐる議論の進展には大きなものがあった。年末には、消費者委員会において、消費者契約法及び特定商取引法の改正に向けたとりまとめが図られた。前者は、

2015年は、消費者の安全安心及び消費者主権の確立という観点から、新たな展開を感じさせる1年であった。特に、消費者法をめぐる議論の進展には大きなものがあった。年末には、消費者委員会において、消費者契約法及び特定商取引法の改正に向けたとりまとめが図られた。前者は、

2016年は、消費者の安全安心を確立し、消費者主権の実現に向けた重要な1年になることが予想される。前述の消費者契約法及び特定商取引法の改正は、今年中に国会に提出され、実現が予想される。また、消費者を直接の対象とするものではないものの、民法(債権法)の改正も昨年来の課題である。定型約款の定めなどを中心に、民法は消費者法全体の基礎となる基本法であり、その改正は大きな影響を与える。昨年は国会で一度も審議がされなかったが、その改正の方向性は消費者

主権の方向に沿うものといえ、早期の実現が期待される。さらに、司法の面では、2013年に成立した消費者の集団的被害回復に向けた新たな訴訟制度がよいよ2016年10月から施行される。2015年には最高裁判所規則の制定やガイドラインの策定等準備作業が急ピッチで進められたが、今年はその作業がさらに本格化することになる。これは、行政に頼らず消費者団体が消費者自身の手でその被害を回復していく手段を整備するもので、まさに消費者主権の鼎(かたなげ)の軽重(けいじゆう)が問われることとなり、受け皿となる消費者団体の補強が急がれよう。また、引き続き地方消費者行政の重要性も再確認される。消費者の苦情を第一的に受けとめ、その解決を図っていく消費生活センター等の充実強化なしに消費者の安全安心や消費者主権の実現はない。これらの点では、昨今取り

沙汰されている消費者庁の地方移転の動向にも目が離せない。
NACSは、1988年6月に設立され、全国7支部3000名を超える会員を擁する日本最大の消費者問題の専門家団体である。NACSの会員は、消費者相談の現場で活動している方、企業で消費者からの相談・苦情に対応している方、自治体の消費者行政に関与している方など様々な主体から成り、それぞれの現場で日夜消費者の安全安心の確立と消費者主権の実現に向けて地道な活動を行っている。例えば、2015年には、分かりやすく消費者問題について解説した「くらしをよくする12のヒント」という冊子を作製した。このように常に消費者目線で企業と消費者をつないできたNACSの活動は、21世紀の消費者主権の実現にとって不可欠なものと確信している。今後ともNACSの活動に対するご理解ご支援をいただければ幸いです。

施行後十年余を経て、裁判例も蓄積される中、その本格改正が期待されていたものであり、後者は、多くの消費者被害が跡を絶たない中、その強化が求められていたものである。その中身については、産業界の意見などもあつて、当初の構想に比べればかなり小ぶりのものに止まった印象は否めないが、なおこれらの法律が消費者主権の基礎として機能することに鑑みれば、改正が一つの前進となることは疑いない。さらに、消費者安全法の改正によって国家資格が導入された消費者相談員の制度につい

て、その中身が固まったことも重要である。これにより、消費者の安全安心や消費者主権の実現にとって不可欠で、日夜地道な相談活動に関与されている方々の地位が安定し、その処遇の改善が図られ、ひいては消費者の利益が図られる結果になるよう、適切な運用が期待されよう。

2016年は、消費者の安全安心を確立し、消費者主権の実現に向けた重要な1年になることが予想される。前述の消費者契約法及び特定商取引法の改正は、今年中に国会に提出され、実現が予想される。また、消費者を直接の対象とするものではないものの、民法(債権法)の改正も昨年来の課題である。定型約款の定めなどを中心に、民法は消費者法全体の基礎となる基本法であり、その改正は大きな影響を与える。昨年は国会で一度も審議がされなかったが、その改正の方向性は消費者

主権の方向に沿うものといえ、早期の実現が期待される。さらに、司法の面では、2013年に成立した消費者の集団的被害回復に向けた新たな訴訟制度がよいよ2016年10月から施行される。2015年には最高裁判所規則の制定やガイドラインの策定等準備作業が急ピッチで進められたが、今年はその作業がさらに本格化することになる。これは、行政に頼らず消費者団体が消費者自身の手でその被害を回復していく手段を整備するもので、まさに消費者主権の鼎(かたなげ)の軽重(けいじゆう)が問われることとなり、受け皿となる消費者団体の補強が急がれよう。また、引き続き地方消費者行政の重要性も再確認される。消費者の苦情を第一的に受けとめ、その解決を図っていく消費生活センター等の充実強化なしに消費者の安全安心や消費者主権の実現はない。これらの点では、昨今取り